

## 「地域生活支援事業の利用者負担のあり方」に関する陳情書

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、障害保健福祉政策の向上にご尽力されていますことに心よりお礼申し上げます。

さて、4月から「障害者自立支援法」が施行されましたが、地域によってはこの法律が原因で施設に通うことを止めたり、生活に不安が生じ自殺者が出るなどの事態も起こっており、障害のある人びとや関係者に大きな不安と戸惑いをもたらせたまま実施されました。

また、この法律に伴う「地域生活支援事業」が10月から開始されようとしています。東久留米市ではこうしたしくみを導入するにあたり、先般、市報を通して市民に意見の募集が行われました。しかしながら、市民への情報が不十分で適切な意見の募集とは残念ながらなっておらず、当事者や関係者より憤りの声が出ています。また、必須事業はどれをとっても、障害のある人には切実な願いです。とりわけ、利用者負担のあり方については様々な問題があり、一般市民に理解を得るには、さらに丁寧な説明と理解が必要です。

障害のある人びとが安心して東久留米市で生活できる政策となるようまた、当事者、関係団体の意見を聞き、利用者負担の導入には慎重な審議がされますよう強く要望します。

### 陳情項目

- 1 「地域生活支援事業」の必須事業はいずれも、障害のある人にとって生きていくうえで重要な手段です。利用者負担ありきではなく、時間をかけて検討してください。
- 2 利用者負担の導入には当事者および市内の関係団体の意見をよく聞き、慎重な審議を行ってください。
- 3 コミュニケーション事業および移動介護事業は、障害のある人にとって市民生活を送るうえでなくてはならない支援です。この支援に利用者負担は馴染まないと思います。
- 4 地域活動支援センターは、小規模作業所や小規模通所授産施設の移行先といわれています。現在、これらの事業所は補助金事業だけでは運営できないため、ほとんどの事業所には利用者負担があります。さらに新たな利用料負担は利用者にとって多大な負担になってしまいます。実態を把握のうえ利用負担については再考をお願いします。

5 現在ある市内の障害者作業所は大切な社会資源です。利用者が生き生きと安心して通い続けられるよう実態の把握を十分に行ってください。

2006年8月25日

東久留米市市議会議長  
甲斐 次義 殿

東久留米市障害児者家族関係者連絡会

(構成団体)

東久留米市手をつなぐ親の会

東久留米心身障害児者父母の会

蒼空会

わかくさ学園を支える会

清瀬養護学校 保護者

東久留米市心障学級 保護者

市の福祉を語る集い

障害児保育を守る会

連絡先 渡辺 美枝子

電話 042-475-7648